

# 令和5年度江東区障害福祉サービス事業者等集団指導

## 実地指導における主な 指摘事項について（相談系）

江東区障害福祉部障害者施策課  
指導検査係



# 対象サービス

▶ 計画相談支援

▶ 障害児相談支援



## 目次

- ▶ **1 人員及び運営の基準**
  - (1) 人員基準
  - (2) サービス等利用計画（障害児支援利用計画）
  - (3) 記録の整備
  
- ▶ **2 報酬関係**
  
- ▶ **3 令和3年度報酬改定について（抜粋）**



# 1 人員及び運営の基準

## (1) 人員基準

### 【基準上配置すべき従業者】

- ▶ **管理者**・専従（業務に支障がない場合は兼務可）
- ▶ **相談支援専門員**・専従（業務に支障がない場合は兼務可）  
1 か月平均の利用者数35件に対して1人を標準とする。  
（計画相談支援と障害児相談支援を一体的に運営している場合は、双方の利用者数を合算する）



- ▶ 相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所の業務と兼務する場合、兼務をしていない相談支援専門員が継続サービス利用支援（モニタリング）を実施する（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ）。

(例外)

- ・ 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合
- ・ 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった方のうち、当該支給決定等から概ね3か月以内の場合
- ・ その他区市町村がやむを得ないと認める場合



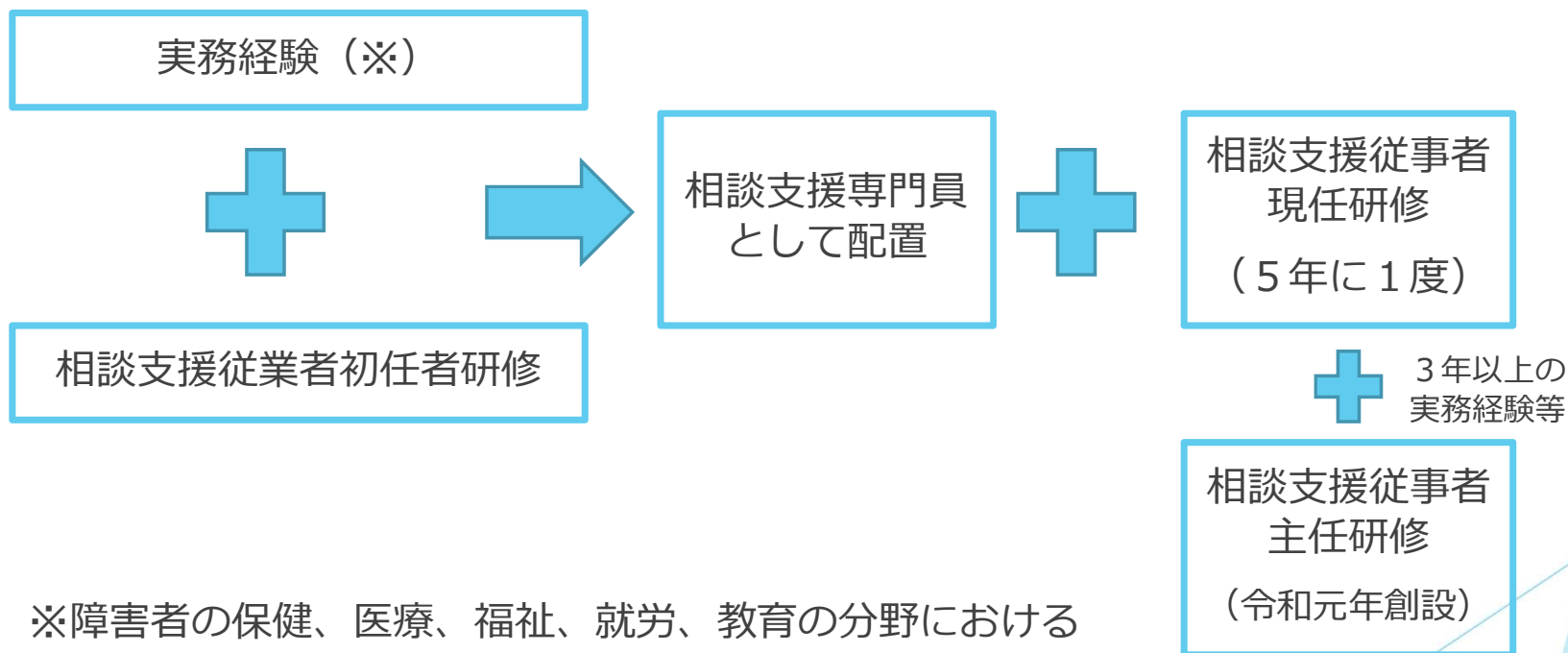
## 【兼務に関する注意点】

- ▶ 相談支援専門員は相談支援事業所の**管理者**や**併設する事業所の業務等**に兼務が可能。
- ▶ 居宅介護事業所等の**サービス提供責任者**や通所系事業所の**サービス管理責任者**等と兼務したい場合。
  - ⇒ サービス提供責任者やサービス管理責任者の配置等で「**専従**」と定めがある場合は**兼務できない**。
  - ⇒ 兼務先で兼務が可能かどうか、また人員配置基準を満たすかどうか等を必ず確認してください。



## 【相談支援専門員の要件】

相談支援専門員は、必要となる実務経験を満たすことのほか、所定の研修を修了する必要があります。



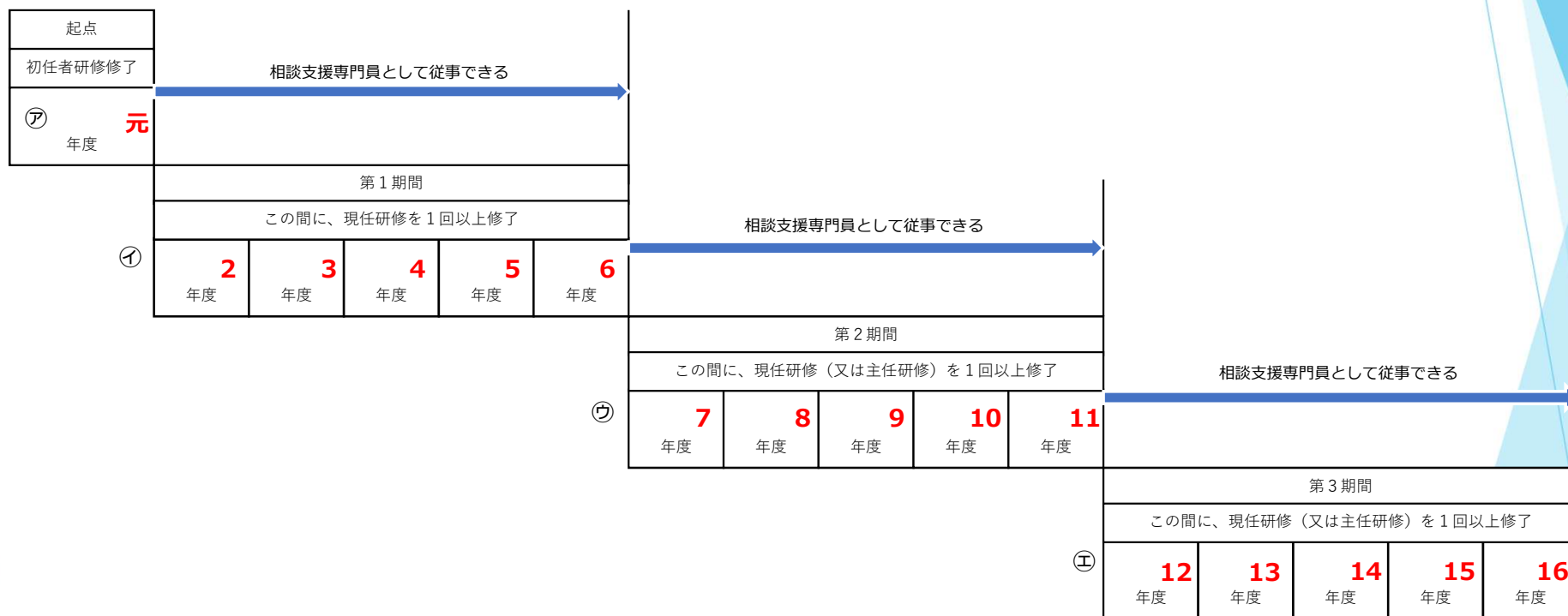
※障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における  
相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）



(別紙) 現任研修受講年度の考え方 (早見表) 定められた期間内に現任研修が終了しているかの確認に使用してください。

早見表への記入方法 (「【別冊】よくある質問」に、記入の具体例が載っています。そちらも参照してください。)

- 1 初任者研修の修了証を確認し、証書に載っている終了年度を、㉗に記入する。  
※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。(例えば、平成28年2月8日が修了年月日の場合、修了年度は、「平成27年度」となります。)
- 2 ㉗に、初任者研修修了年度の翌年度から順番に年度を記入する。
- 3 ㉘に、㉗から続けて、年度を記入する。
- 4 ㉙に、㉘から続けて、年度を記入する。
- 5 現任研修又は主任研修を修了した年度に○を付ける。



- 初任者研修を修了すると、その後5年間は相談支援専門員として従事できる
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される
- 第2期間の間に1回以上現任研修(又は主任研修)を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく





## ◆主な指摘事例（人員基準）

### 事例

相談支援従事者現任研修を、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末の末日までに修了していない。

⇒現任研修を受講できなかった場合、相談支援従事者初任者研修を受けなおす必要があります。



第 号

## 修了証書

氏名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める下記の研修を  
修了したことを証します。

研修名

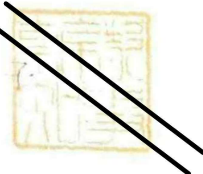
令和3年度東京都相談支援従事者初任者研修

次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日 令和9年3月31日  
(受講対象期間 令和4年度から令和8年度まで)

令和4年 月 日

東京都知事

小池 百合



### ◆参考資料

## 東京都福祉局障害者総合支援法等関連研修のお知らせ

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shienhoukanrenkensyu/minasama.html>

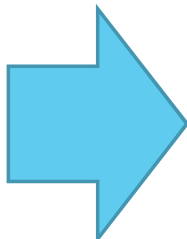


## 内「東京都における相談支援従事者等研修について」「【別冊】よくある質問」



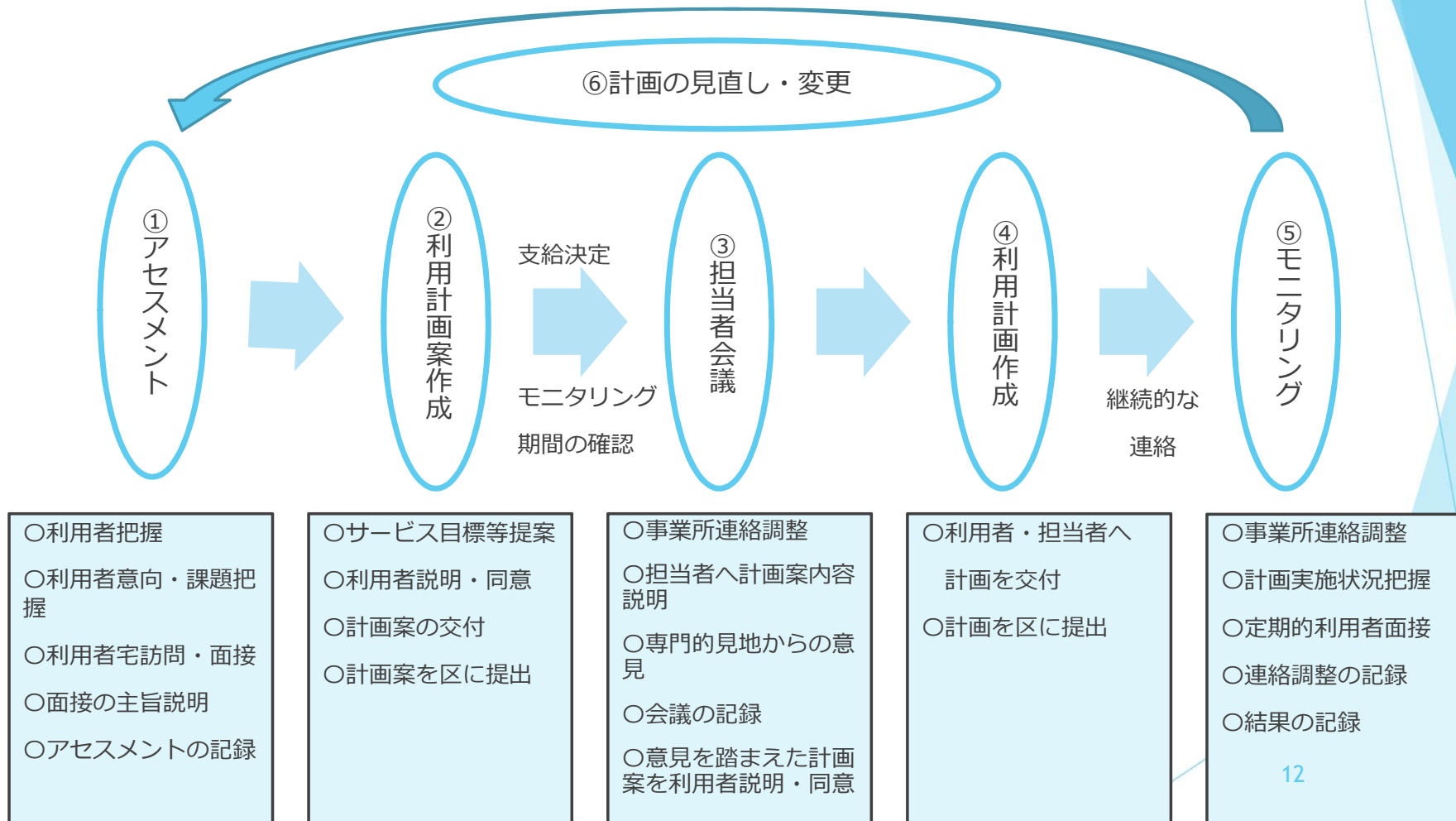
## (2) サービス等利用計画 (障害児支援利用計画)

※以降の説明において、障害児相談支援においては下表のとおり読み替えてください。

障害児相談支援		計画相談支援
障害児支援利用計画		サービス等利用計画
障害児支援利用援助		サービス利用支援
継続障害児支援利用援助		継続サービス利用支援



## 【サービス等利用計画の流れ】



## ① アセスメント

- ▶ 利用者の心身の状況や生活状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や解決すべき課題等の把握を行う。
- ▶ 計画相談は**居宅等**、障害児相談は**居宅**を**訪問**し、利用者及びその家族との**面接**を行う。  
※居宅等→居宅、精神科病院、障害者支援施設等  
**※利用者の通所先や相談支援事業所は×**
- ▶ 面接の記録（日時・内容等）を残す。
- ▶ アセスメントの記録を残す。



## ②サービス等利用計画案

▶ アセスメントに基づき、以下を盛りこんだ計画案を作成する。

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・総合的な支援の方針
- ・生活全般の解決すべき課題
- ・提供される福祉サービス等の目標及び達成時期（短期・長期）
- ・福祉サービス等の種類、内容、量
- ・福祉サービスを提供する上での留意事項
- ・モニタリング期間に係る提案等



- ▶ サービス等利用計画案の内容について説明し、文書により同意を得る。
- ▶ サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。
- ▶ 計画案を江東区（障害者支援課）へ提出  
⇒ 支給会議 ⇒ 支給決定



### ③ サービス担当者会議の開催

- ▶ 福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、計画案に対する意見を求める。
- ▶ 会議開催の日時、参加者、担当者からの意見等を記録に残す。
- ▶ サービス担当者会議を踏まえて最終的なサービス等利用計画案を作成し、利用者・家族に説明し、文書により同意を得る。

上記の計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

説明日		説明者名	児童発達管理責任者 ○○ ○○
同意日		保護者名	
		利用児童名	





#### ④ サービス等利用計画作成

- ▶ 同意を得た計画を利用者及び福祉サービス等の担当者に交付する。

※福祉サービス等の担当者への交付が漏れている事例が散見されます。

- ▶ 江東区障害者支援課の担当者へ計画を提出する。



## ⑤ モニタリング

- ▶ 計画作成後、利用計画の実施状況の把握を継続的に行い、必要に応じて変更や担当者との連絡調整等を行う。
- ▶ モニタリング期間ごとに**居宅等（障害児相談支援は居宅）**を訪問し、**面接**を実施する。  
※居宅等→居宅、精神科病院、障害者支援施設等  
**※利用者の通所先や相談支援事業所は×**
- ▶ 連絡調整に関するもの及びモニタリングの結果を**記録**する。

## ⑥ 計画の見直し・変更

- ▶ モニタリングの結果、サービス等利用計画の変更を行う場合は、初回の計画作成と同様の流れで行う。



## (3) 記録の整備

### ▶ 以下の書類を5年間保存する。

- ・福祉サービス等の事業者との連絡調整に関する書類
- ・サービス等利用計画案・サービス等利用計画
- ・アセスメントの記録
- ・サービス担当者会議の記録
- ・モニタリングの結果の記録
- ・区市町村への通知に係る記録
- ・苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して取った処置の記録



## 2 報酬関係

### ▶ 給付費算定時の注意点

- ① 計画作成やモニタリングに必要な手続きを行っているか。  
⇒ 居宅への訪問による面接、計画の説明・同意・  
交付、担当者会議の開催等
- ② 加算の算定要件を満たしているか。



## サービス担当者会議実施加算

継続サービス利用支援の実施時において、サービス担当者会議を開催し、サービス担当者から意見を求め、サービス等利用計画の変更等について検討を行った場合に算定する。

- ▶ 会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成する。（5年間保存）

⇒サービス担当者会議において検討した結果、計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することになるため、当該加算は算定できない。



## サービス提供時モニタリング加算

継続サービス利用支援の実施時等において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について把握し、確認結果の記録を作成（5年間保存）した場合に算定する。

### ▶ 確認・記録が必要な事項

- ・ 障害福祉サービス事業所等におけるサービスの提供状況
- ・ サービス提供時の利用者の状況
- ・ その他必要な事項

⇒ 1人の相談支援専門員につき、1月39件を限度とする。

⇒ 相談支援専門員が兼務する障害福祉サービス事業所等のサービス提供場面のみ確認した場合は算定できない。



## 入院時情報連携加算

病院に入院するに当たり、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況・生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定する。

### ①入院時情報連携加算Ⅰ

医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合

### ②入院時情報連携加算Ⅱ

①以外の方法により必要な情報を提供した場合

- ▶ 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）について記録を作成する。（5年間保存）

⇒ 1月に1回を限度とする。



## 退院・退所加算

病院又は施設に入院、入所していた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該施設の職員と面談を行い、利用者情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、サービス利用の調整を行った場合に算定する。

- ▶ 入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化や退院、退所に当たっての特に配慮等すべき事項の情報提供を受ける。
- ▶ 面談の相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成する。（5年間保存）  
⇒入院・入所等の期間中につき3回を限度とする。  
⇒初回加算を算定する場合は算定できない。





# (3) 令和3年度報酬改定について (抜粋)

## ▶ 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

### 前提要件

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体から実質的に独立した事業であること
- ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置されている
- ・支援困難ケースに対し適切に支援できる体制が整備されている
- ・市町村機関相談支援センターと連携体制が確保されている

種別	人員	種別適用要件					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ
機能強化 (Ⅰ)	◆常勤専従：相談支援専門員4名以上・内1名現任 (現任研修修了者を含めて3名を除く者は兼務も可)	●	●	●	●	●	●
機能強化 (Ⅱ)	◆常勤専従：相談支援専門員3名以上・内1名現任 (現任研修修了者を含めて2名を除く者は兼務も可)	●	●	●	●	●	●
機能強化 (Ⅲ)	◆常勤専従：相談支援専門員2名以上・内1名現任 (現任研修修了者を除く1名は兼務も可)	●	—	●	●	●	●
機能強化 (Ⅳ)	◆専従：相談支援専門員2名以上・内1名現任・常勤	●	—	●	●	●	●

### 種別適用要件

- (ア) 利用者に関する情報又サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- (イ) 24時間連絡可能な体制
- (ウ) 新規相談支援専門員への現任研修修了者(相談支援専門員)の同行による研修を実施している
- (エ) 支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している
- (オ) 機関相談支援センター等が実施する事例検討会とうに参加している
- (カ) 取り扱い件数40件未満

・人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める

・主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上 25配置していることを別途評価する加算を創設する。

<主任相談支援専門員配置加算> 100単位/月



## ▶ サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提供を行った場合について、＜初回加算＞において更に評価する。

＜初回加算＞ 300単位/月（計画相談）、500単位/月（障害児相談）

従前から新規の計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて

・ 指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって

・ 4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定。



## ▶ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設。

<集中支援加算> 300単位/月

①障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合

②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合



## ▶ 事務負担の軽減

加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載、保管することで足りることとする。

## ▶ 加算の算定の留意事項

令和3年度から新しい加算が増えていますが、各加算の報酬告示・留意事項通知・Q A等にて加算の要件を今一度確認をお願いします。



# 主な法令等

## ▶ 基準省令

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

## ▶ 解釈通知

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号） その他報酬基準等

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）



# 主な法令等

## ▶ 報酬基準等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第125号）

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第126号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）



## 最後に

### ▶ 令和3年度報酬改定の内容について

集団指導で触れられていないところがあるため、厚生労働省HPを参照し、各事業所で確認をお願いいたします。

### ▶ 【厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)





相談系サービス編は以上です。

ご視聴ありがとうございました。

